

企業会計基準第10号 金融商品に関する会計基準

〔1999年（平成11年）1月22日〕
企業会計審議会
改正2006年（平成18年）8月11日
改正2007年（平成19年）6月15日
改正2008年（平成20年）3月10日
最終改正2019年7月4日
企業会計基準委員会

本会計基準は、2024年11月1日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。

- ・ 企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（2022年10月28日改正）
- ・ 移管指針「移管指針の適用」（2024年7月1日公表）
- ・ 「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の修正について」（2024年11月1日公表）

目次	項
目的	1
会計基準	3
Ⅰ. 範囲	3
Ⅱ. 金融資産及び金融負債の範囲等	4
1. 金融資産及び金融負債の範囲	4
2. 時価	6
Ⅲ. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識	7
1. 金融資産及び金融負債の発生の認識	7
2. 金融資産及び金融負債の消滅の認識	8
(1) 金融資産の消滅の認識要件	8
(2) 金融負債の消滅の認識要件	10
(3) 金融資産及び金融負債の消滅の認識に係る会計処理	11
Ⅳ. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等	14

1. 債 権	14
2. 有価証券	15
(1) 売買目的有価証券	15
(2) 満期保有目的の債券	16
(3) 子会社株式及び関連会社株式	17
(4) その他有価証券	18
(5) 市場価格のない株式等の取扱い	19
(6) 時価が著しく下落した場合	20
(7) 有価証券の表示区分	23
3. 運用を目的とする金銭の信託	24
4. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務	25
5. 金銭債務	26
V. 貸倒見積高の算定	27
1. 債権の区分	27
2. 貸倒見積高の算定方法	28
VI. ヘッジ会計	29
1. ヘッジ会計の意義	29
2. ヘッジ対象	30
3. ヘッジ会計の要件	31
4. ヘッジ会計の方法	32
(1) ヘッジ取引に係る損益認識時点	32
(2) ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときの会計処理	33
(3) ヘッジ会計の終了	34
VII. 複合金融商品	35
1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品	35
(1) 転換社債型新株予約権付社債	36
発行者側の会計処理	36
取得者側の会計処理	37

(2) 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債	38
発行者側の会計処理	38
取得者側の会計処理	39
2. その他の複合金融商品	40
VII-2. 注記事項	40-2
VIII. 適用時期等	41
1. 適用時期	41
2. 経過措置	42
IX. 議 決	45
結論の背景	47
経 緯	47
I. 金融資産及び金融負債の範囲等	52
1. 金融資産及び金融負債の範囲	52
2. 時 価	54
II. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識	55
1. 金融資産及び金融負債の発生	55
2. 金融資産の消滅の認識	56
(1) 基本的考え方	56
(2) 金融資産の譲渡に係る支配の移転	57
3. 金融負債の消滅の認識	59
4. 金融資産及び金融負債の消滅の認識に係る会計処理	61
III. 金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方	64
IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等	68
1. 債 権	68
2. 有価証券	69
(1) 売買目的有価証券	70
(2) 満期保有目的の債券	71
(3) 子会社株式及び関連会社株式	73

子会社株式	73
関連会社株式	74
(4) その他有価証券	75
基本的な捉え方	75
時価評価の必要性	76
評価差額の取扱い	77
(評価差額の取扱いに関する基本的考え方)	77
(評価差額の一部の損益計算書への計上)	80
(5) 市場価格のない株式等	81
(6) 時価が著しく下落した場合	83
3. 運用を目的とする金銭の信託	85
4. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務	88
5. 金銭債務	90
V. 貸倒見積高の算定	91
1. 基本的考え方	91
2. 貸倒見積高の算定方法	92
VI. ヘッジ会計	96
1. 基本的考え方	96
2. ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象及びヘッジ手段	100
3. ヘッジ会計の要件	103
4. ヘッジ会計の方法	105
(1) 原則的処理方法	105
(2) ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	106
(3) 金利スワップの取扱い	107
5. ヘッジ会計の終了等	108
VII. 複合金融商品	111
1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品	112
2. その他の複合金融商品	116

VIII. 注記事項	119
IX. 2008年（平成20年）改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正	121
X. 2019年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正	122

目 的

1. 本会計基準は、金融商品に関する会計処理を定めることを目的とする。なお、資産の評価基準については「企業会計原則」に定めがあるが、金融商品に関しては、本会計基準が優先して適用される。
2. 本会計基準の適用にあたっては、以下も参照する必要がある。
 - (1) 移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」
 - (2) 企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」
 - (3) 企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」
 - (4) 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第19号」という。）
 - (5) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）
 - (6) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）

会計基準

I. 範 囲

3. 本会計基準は、すべての会社における金融商品の会計処理に適用する。

II. 金融資産及び金融負債の範囲等

1. 金融資産及び金融負債の範囲^{(注1)(注1-2)}

4. 金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資

(注1) 金融資産及び金融負債の範囲について

金融資産及び金融負債の範囲には、複数種類の金融資産又は金融負債が組み合わされている複合金融商品も含まれる。また、現物商品(コモディティ)に係るデリバティブ取引のうち、通常差金決済により取引されるものから生じる正味の債権又は債務についても、本会計基準に従って処理する。

(注1-2) 有価証券の範囲について

有価証券の範囲は、原則として、金融商品取引法に定義する有価証券に基づくが、それ以外のもの、金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても有価証券の範囲に含める。なお、金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められないものについては、本会計基準上、有価証券としては取り扱わないこととする。

証券及び公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引（以下「デリバティブ取引」という。）により生じる正味の債権等をいう。

5. 金融負債とは、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう。

2. 時 価

6. 金融資産及び金融負債の「時価」の定義は、時価算定会計基準第5項に従い、算定日において市場^(注2)参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とする。

Ⅲ. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識

1. 金融資産及び金融負債の発生認識

7. 金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならない^(注3)。

2. 金融資産及び金融負債の消滅の認識

(1) 金融資産の消滅の認識要件

8. 金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない。
9. 金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。
 - (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
 - (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること^(注4)

(注2) 市場について

市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれる。

(注3) 商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務の発生認識について

商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務は、原則として、当該商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識する。

(注4) 譲受人が特別目的会社の場合について

金融資産の譲受人が次の要件を充たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第9項(2)の要件を適用する。

- (1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること

- (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

(2) 金融負債の消滅の認識要件

10. 金融負債の契約上の義務を履行したとき、義務が消滅したとき又は第一次債務者の地位から免責されたときは、当該金融負債の消滅を認識しなければならない。

(3) 金融資産及び金融負債の消滅の認識に係る会計処理

11. 金融資産又は金融負債がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該金融資産又は金融負債の消滅を認識するとともに、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。
12. 金融資産又は金融負債の一部がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該部分の消滅を認識するとともに、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産又は金融負債全体の時価に対する消滅部分と残存部分の時価の比率により、当該金融資産又は金融負債全体の帳簿価額を按分して計算する。
13. 金融資産又は金融負債の消滅に伴って新たな金融資産又は金融負債が発生した場合には、当該金融資産又は金融負債は時価により計上する。

IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等

1. 債 権

14. 受取手形、売掛金、貸付金その他の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法^(注5)に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額としなければならない。

2. 有価証券

(1) 売買目的有価証券

15. 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理す

(2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること
(注5) 償却原価法について

償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する。

る。

(2) 満期保有目的の債券

16. 満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法^(注5)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない^(注6)。

(3) 子会社株式及び関連会社株式

17. 子会社株式及び関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

(4) その他有価証券

18. 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。

- (1) 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。
- (2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。また、当該評価差額に課される当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等がある場合には、企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）第 5 項から第 5-5 項の処理を行う。

(5) 市場価格のない株式等の取扱い

19. 市場価格のない株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。市場価格のない株式とは、市場において取引されていない株式とする。また、出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものは、同様の取扱いとする。これらを合わせて「市場価格のない株式等」という。

(6) 時価が著しく下落した場合

20. 満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認

(注6) 満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合について

満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合、当該債券は変更後の保有目的に係る評価基準に従って処理する。

(注7) (削 除)

められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

21. 市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。
22. 第20項及び第21項の場合には、当該時価及び実質価額を翌期首の取得原価とする。

(7) 有価証券の表示区分

23. 売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する社債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は投資その他の資産に属するものとする。

3. 運用を目的とする金銭の信託

24. 運用を目的とする金銭の信託（合同運用を除く。）は、当該信託財産の構成物である金融資産及び金融負債について、本会計基準により付されるべき評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する^(注8)。

4. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務

25. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理する。

5. 金銭債務

26. 支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法^(注5)に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならない。

V. 貸倒見積高の算定

1. 債権の区分

27. 貸倒見積高の算定にあたっては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を次のように区分する。
 - (1) 経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（以下「一般債権」という。）
 - (2) 経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（以下「貸倒懸念債権」という。）

(注8) 運用目的の信託財産の構成物である有価証券の評価について

運用目的の信託財産の構成物である有価証券は、売買目的有価証券とみなしてその評価基準に従って処理する。

- (3) 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（以下「破産更生債権等」という。）

2. 貸倒見積高の算定方法

28. 債権の貸倒見積高は、その区分に応じてそれぞれ次の方法により算定する^(注9)。
- (1) 一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。
 - (2) 貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。
 - ① 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法
 - ② 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法
 - (3) 破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする^(注10)。

VI. ヘッジ会計

1. ヘッジ会計の意義

29. ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすもの^(注11)について、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を経営に反映させるための特殊な会計処理をいう。

(注9) 債権の未収利息の処理について

債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。

(注10) 破産更生債権等の貸倒見積高の処理について

破産更生債権等の貸倒見積高は、原則として、貸倒引当金として処理する。ただし、債権金額又は取得価額から直接減額することもできる。

(注11) ヘッジ取引について

ヘッジ取引についてヘッジ会計が適用されるためには、ヘッジ対象が相場変動等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段とのそれぞれに生じる損益が互いに相殺されるか又はヘッジ手段によりヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される関係になければならない。なお、ヘッジ対象が複数の資産又は負債から構成されている場合は、個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければならない。

2. ヘッジ対象

30. ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象は、相場変動等による損失の可能性がある資産又は負債で、当該資産又は負債に係る相場変動等が評価に反映されていないもの、相場変動等が評価に反映されているが評価差額が損益として処理されないもの若しくは当該資産又は負債に係るキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるものである。なお、ヘッジ対象には、予定取引^(注12)により発生が見込まれる資産又は負債も含まれる。

3. ヘッジ会計の要件

31. ヘッジ取引にヘッジ会計が適用されるのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。
- (1) ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、次のいずれかによって客観的に認められること
 - ① 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、文書により確認できること
 - ② 企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること
 - (2) ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていること

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ取引に係る損益認識時点

32. ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による^{(注13) (注14)}。
ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる。

(注12) 予定取引について

予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。

(注13) 複数の資産又は負債から構成されているヘッジ対象に係るヘッジ会計の方法について

複数の資産又は負債から構成されているヘッジ対象をヘッジしている場合には、ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、損益が認識された個々の資産又は負債に合理的な方法により配分する。

(注14) 金利スワップについて

資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件(利率、利息の受払日等)及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる。

なお、純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。また、当該損益又は評価差額に課される当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等がある場合には、法人税等会計基準第5項から第5-5項の処理を行う。

(2) ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときの会計処理

33. ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときには、ヘッジ会計の要件が充たされていた間のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで引き続き繰り延べる。

ただし、繰り延べられたヘッジ手段に係る損益又は評価差額について、ヘッジ対象に係る含み益が減少することによりヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積り、当期の損失として処理しなければならない。

(3) ヘッジ会計の終了

34. ヘッジ会計は、ヘッジ対象が消滅したときに終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならない。また、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときにおいても同様に処理する。

Ⅶ. 複合金融商品

1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品^(注1)

35. 契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品である新株予約権付社債の発行又は取得については、第36項から第39項により会計処理する。

(1) 転換社債型新株予約権付社債

発行者側の会計処理

36. 転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず普通社債の発行に準じて処理する方法、又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債に準じて処理する方法のいずれかにより会計処理する。

取得者側の会計処理

37. 転換社債型新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替える。

(2) 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債

発行者側の会計処理

38. 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の発行に伴う払込金額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する^(注15)。
- (1) 社債の対価部分は、普通社債の発行に準じて処理する。
 - (2) 新株予約権の対価部分は、純資産の部に計上し、権利が行使され、新株を発行したときは資本金又は資本金及び資本準備金に振り替え、権利が行使されずに権利行使期間が満了したときは利益として処理する。

取得者側の会計処理

39. 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する^(注15)。
- (1) 社債の対価部分は、普通社債の取得に準じて処理する。
 - (2) 新株予約権の対価部分は、有価証券の取得として処理し、権利を行使したときは株式に振り替え、権利を行使せずに権利行使期間が満了したときは損失として処理する。

2. その他の複合金融商品^(注1)

40. 契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品は、原則として、それを構成する個々の金融資産又は金融負債とに区分せず一体として処理する。

VII-2. 注記事項

- 40-2. 金融商品に係る次の事項について注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

(注15) 新株予約権付社債を区分する方法について

- 1 発行者側においては、次のいずれかの方法により、新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する。
 - (1) 社債及び新株予約権の払込金額又はそれらの合理的な見積額の比率で配分する方法
 - (2) 算定が容易な一方の対価を決定し、これを払込金額から差し引いて他方の対価を算定する方法
- 2 取得者側においては、1の(1)又は(2)のいずれかの方法により、新株予約権付社債の取得価額を社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する。ただし、保有社債及び新株予約権に市場価格がある場合には、その比率により区分することもできる。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

なお、市場価格のない株式等については時価を注記しないこととする。この場合、当該金融商品の概要及び貸借対照表計上額を注記する。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

VIII. 適用時期等

1. 適用時期

41. 本会計基準の適用は、次のとおりとする。

(1) 1999年（平成11年）1月公表の本会計基準（以下「1999年（平成11年）会計基準」という。）は、2000年（平成12年）4月1日以後開始する事業年度から適用する。

① その他有価証券については、2000年（平成12年）4月1日以後開始する事業年度は帳簿価額と期末時価との差額について税効果を適用した場合の注記を行うこととし、財務諸表における時価評価は2001年（平成13年）4月1日以後開始する事業年度から実施することが適当である。ただし、2000年（平成12年）4月1日以後開始する事業年度から財務諸表において時価評価を行うことも妨げないこととする。

② 1999年（平成11年）会計基準のうち、金融商品の評価基準に関係しない金融資産及び金融負債の発生又は消滅の認識、貸倒見積高の算定方法については、実施に関する実務上の対応が可能となった場合には、2000年（平成12年）4月1日前に開始する事業年度から適用することを妨げないこととする。

(2) 2006年（平成18年）改正の本会計基準（以下「2006年（平成18年）改正会計基準」という。）は、2006年（平成18年）改正会計基準公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。ただし、会社法施行日（2006年（平成18年）5月1日）以後2006年（平成18年）改正会計基準公表日前に終了した事業年度及び中間会計期間については、2006年（平成18年）改正会計基準を適用することができる。なお、第26項ただし書きの適用は、2006年（平成18年）改正会計基準の適用初年度において、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うことに留意する。

(3) 2007年（平成19年）改正の本会計基準（以下「2007年（平成19年）改正会計基準」という。）は、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。

(4) 2008年（平成20年）改正の本会計基準（以下「2008年（平成20年）改正会計基準」という。）は、2010年（平成22年）3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、当該事業年度以前の事業年度の期首から適用することを妨げない。

なお、金融商品に係るリスク管理体制（第40-2項(1)③参照）のうち、企業会計基準適用指針第19号において特に定める事項については、2011年（平成23年）3月31日以

後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができるものとする。

- (5) 2019年改正の本会計基準（以下「2019年改正会計基準」という。）は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
- (6) (5)の定めにかかわらず、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から2019年改正会計基準を適用することができる。また、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から2019年改正会計基準を適用することができる。なお、これらのいずれかの場合には、2019年改正会計基準と同時に公表又は改正された時価算定会計基準及び企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」についても同時に適用する必要がある。

2. 経過措置

42. いわゆるローン・パーティシペーションやデット・アサンプションは、本会計基準における金融資産及び金融負債の消滅の認識要件を充たさないこととなるが、当分の間、次のように取り扱うこととする。
 - (1) ローン・パーティシペーションは、我が国の商慣行上、債権譲渡に際して債務者の承諾を得ることが困難な場合、債権譲渡に代わる債権流動化の手法として広く利用されている。このような実情を考慮し、債権に係るリスクと経済的利益のほとんどすべてが譲渡人から譲受人に移転している場合等一定の要件を充たすものに限り、当該債権の消滅を認識することを認めることとする。
 - (2) デット・アサンプションは、我が国では社債の買入償還を行うための実務手続が煩雑であることから、法的には債務が存在している状態のまま、社債の買入償還と同等の財務上の効果を得るための手法として広く利用されている。したがって、改めて、オフバランスした債務の履行を求められることもあり得るが、このような手続上の実情を考慮し、取消不能の信託契約等により、社債の元利金の支払に充てることのみを目的として、当該元利金の金額が保全される資産を預け入れた場合等、社債の発行者に対し遡求請求が行われる可能性が極めて低い場合に限り、当該社債の消滅を認識することを認めることとする。
43. ヘッジ会計の適用にあたり、決済時における円貨額を確定させることにより為替相場の変動による損失の可能性を減殺するため、為替予約、通貨先物、通貨スワップ及び権利行使が確実に見込まれる買建通貨オプションを外貨建金銭債権債務等のヘッジ手段として利用している場合において、ヘッジ会計の要件が充たされているときは、「外貨建取引等会計処理基準」における振当処理も、ヘッジの効果を財務諸表に反映させる一つの手法と考えられるため、当分の間、振当処理を採用することも認めることとする。
44. なお、これらの経過措置を必要とすることに関し実務上の制約がなくなったときは、本会計基準に従って会計処理される必要があるため、今後、適宜、当該経過措置の見直しを行うものとする。

44-2. その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めの削除（本会計基準第50-4項参照）及び市場価格のない株式等以外の時価を把握することが極めて困難な有価証券の定めの削除（本会計基準第81-2項参照）など、時価の定義（本会計基準第6項参照）の見直しに伴う本会計基準の2019年改正により生じる会計方針の変更は、時価の算定を変更することになり得るという意味では時価算定会計基準が定める新たな会計方針の適用と同一であるため、時価算定会計基準の適用初年度における原則的な取扱い（時価算定会計基準第19項）と同様に将来にわたって適用する。この場合、その変更の内容について注記する。

IX. 議 決

45. 2006年（平成18年）改正会計基準は、第110回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。

46. 第110回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりである。

斎藤 静 樹（委員長）
西川 郁 生（副委員長）
石井 泰 次
猪ノ口 勝 徳
梅 山 勉
加藤 厚
神田 秀 樹
小宮山 賢
逆瀬 重 郎
辻山 栄 子
山田 浩 史
吉川 満
米家 正 三

46-2. 2007年（平成19年）改正会計基準は、第130回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。なお、第130回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりである。

西川 郁 生（委員長）
逆瀬 重 郎（副委員長）
新井 武 広
石井 健 明
川北 英 隆
小宮山 賢

坂 本 道 美
中 村 亮 一
野 村 嘉 浩
平 松 一 夫
万 代 勝 信
山 田 浩 史
米 家 正 三

46-3. 2008年（平成20年）改正会計基準は、第147回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。なお、第147回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりである。

西 川 郁 生（委員長）
逆 瀬 重 郎（副委員長）
新 井 武 広
石 井 健 明
石 原 秀 威
川 北 英 隆
小宮山 賢
坂 本 道 美
中 村 亮 一
野 村 嘉 浩
平 松 一 夫
山 田 浩 史
米 家 正 三

46-4. 2019年改正会計基準は、第411回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。なお、第411回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりである。

小賀坂 敦（委員長）
川 西 安 喜（副委員長）
広 瀬 英 明
矢 農 理恵子
熊 谷 五 郎
熊 田 勝
小 出 篤
五反田屋 信明
塩 谷 公 朗
丹 昌 敏

徳 賀 芳 弘
平 井 直 樹
湯 川 喜 雄
渡 部 仁

結論の背景

経緯

47. 企業会計審議会から1990年（平成2年）5月に「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」が公表されるなど、先物取引、オプション取引及び市場性のある有価証券に係る時価情報の開示基準等が整備され、その後も、先物為替予約取引及びデリバティブ取引全般についての開示基準等の整備により、金融商品に係る時価情報の提供が広範に行われてきた。しかし、その後の証券・金融市場のグローバル化や企業の経営環境の変化等に対応して企業会計の透明性を一層高めていくためには、注記による時価情報の提供にとどまらず、金融商品そのものの時価評価に係る会計処理をはじめ、新たに開発された金融商品や取引手法等についての会計処理の基準の整備が必要とされる状況となった。
48. 企業会計審議会は、国際的動向も踏まえ、1996年（平成8年）7月以降、金融商品部会（1997年（平成9年）2月の部会改組以前は「特別部会・金融商品委員会」）において、金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、金融商品の評価基準、貸倒見積高の算定方法、ヘッジ会計、複合金融商品等、金融商品に係る広範な問題についての審議を重ね、1999年（平成11年）1月に「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。
49. なお、1997年（平成9年）及び1998年（平成10年）における、諸般の課題に係る一連の会計基準等の整備は、①内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し、②投資者が自己責任に基づきより適切な投資判断を行うこと及び企業自身がその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし、③連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築するとの基本的認識に基づいて、21世紀に向けての活力と秩序ある証券市場の確立に貢献することを目指すものであり、1999年（平成11年）会計基準も、このような基本的認識に沿った会計基準の整備の一環をなしている。
50. 2006年（平成18年）改正会計基準は、貸借対照表の純資産の部の表示を定めた企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）や会社法及び会社法への対応として公表された複数の会計基準等を踏まえ、これらとの関係で最小限必要な改正を行ったものである。
- 50-2. 2007年（平成19年）改正会計基準は、これまで適当と考えられてきた企業会計上の有価証券の範囲を大きく変えないようにするために、技術的な改正を行った（第53項参照）。これは、金融商品取引法の施行によって同法で定める有価証券の範囲が拡大することに対応したものである。
- 50-3. 2008年（平成20年）改正会計基準は、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、すべての金融商品についてその状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図るために改正を行ったものである。

50-4. 2019 年改正会計基準は、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして時価算定会計基準及び時価算定適用指針を公表したことに伴い、主として時価の定義を見直したことなど時価の算定に関する事項を改正したものである。これらの改正に伴い、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めについては、その価額が改正後の時価の定義を満たさないことから削除した。

51. なお、金融市場の発展及び金融取引の開発はさらに進んでいくものと考えられることから、企業会計を取り巻く環境の変化に応じ、会計基準等の整備・改善について努力していく予定である。

I. 金融資産及び金融負債の範囲等

1. 金融資産及び金融負債の範囲

52. 本会計基準の適用対象となる金融資産及び金融負債については、適用範囲の明確化の観点から、米国基準等に見られる抽象的な定義によるのではなく、現金預金、金銭債権債務、有価証券、デリバティブ取引により生じる正味の債権債務等の具体的な資産負債項目をもって、その範囲を示すこととした。なお、デリバティブ取引に関しては、その価値は当該契約を構成する権利と義務の価値の純額に求められることから、デリバティブ取引により生じる正味の債権は金融資産となり、正味の債務は金融負債となる（第 4 項及び第 5 項参照）。このように金融資産及び金融負債の範囲を具体的に定めたことにより、国際的な基準における適用範囲との差異が生じるものではない。なお、金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して金融商品ということにするが、金融商品には複数種類の金融資産又は金融負債が組み合わされているもの（複合金融商品）も含まれる。

53. 有価証券については、原則として、金融商品取引法に定義する有価証券に基づいて、本会計基準を適用するが、それ以外のもので、金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても、本会計基準を適用することが適当である。なお、金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められないものについては、本会計基準上、有価証券としては取り扱わないこととする。また、商品先物のような現物商品（コモディティ）に係るデリバティブ取引は、本来の金融商品とは異なる面を有するが、通常、差金決済により取引が行われることにより金融商品と類似する性格をもつと認められるものについては、本会計基準を適用することが適当である。

2. 時 価

54. 金融資産及び金融負債の「時価」の定義は、時価算定会計基準第 5 項に従い、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売

却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とした（第6項参照）。

なお、金融商品の種類により種々の取引形態があるが、市場には公設の取引所及びこれに類する市場の他、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれる。

II. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識

1. 金融資産及び金融負債の発生の認識

55. 商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務は、一般に商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識するが、金融資産又は金融負債自体を対象とする取引については、当該取引の契約時から当該金融資産又は金融負債の時価の変動リスクや契約の相手方の財政状態等に基づく信用リスクが契約当事者に生じるため、契約締結時においてその発生を認識することとした（第7項参照）。

したがって、有価証券については原則として約定時に発生を認識し、デリバティブ取引については、契約上の決済時ではなく契約の締結時にその発生を認識しなければならない。

2. 金融資産の消滅の認識

(1) 基本的考え方

56. 金融資産については、当該金融資産の契約上の権利を行使したとき、契約上の権利を喪失したとき又は契約上の権利に対する支配が他に移転したときに、その消滅を認識することとした（第8項参照）。例えば、債権者が貸付金等の債権に係る資金を回収したとき、保有者がオプション権を行使しないままに行使期間が満了したとき又は保有者が有価証券等を譲渡したときなどには、それらの金融資産の消滅を認識することとなる。

(2) 金融資産の譲渡に係る支配の移転

57. 金融資産を譲渡する場合には、譲渡後において譲渡人が譲渡資産や譲受人と一定の関係（例えば、リコース権（遡求権）、買戻特約等の保持や譲渡人による回収サービス業務の遂行）を有する場合がある。このような条件付きの金融資産の譲渡については、金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法（以下「リスク・経済価値アプローチ」という。）と、金融資産を構成する財務的要素（以下「財務構成要素」という。）に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法（以下「財務構成要素アプローチ」という。）とが考えられる。証券・金融市場の発達により金融資産の流動化・証券化が進展すると、例えば、譲渡人が自己の所有する金融資産を譲渡した後も回収サービス業務を引き受ける等、金融資産を財務構成要素に分解して取引することが多くなるものと考えられる。このような場合、リスク・経済価値アプローチでは金融資産を財務構成要素に分解して支配の移転を認識することができないため、取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務

諸表に反映されないこととなる。

58. このため、本会計基準では、金融資産の譲渡に係る消滅の認識は財務構成要素アプローチによることとし、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは次の三要件がすべて満たされた場合とすることとした（第9項参照）。

(1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

譲渡人に倒産等の事態が生じても譲渡人やその債権者等が譲渡された金融資産に対して請求権等のいかなる権利も存在しないこと等、譲渡された金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていることが必要である。したがって、譲渡人が実質的に譲渡を行わなかったこととなるような買戻権がある場合や譲渡人が倒産したときには譲渡が無効になると推定される場合は、当該金融資産の支配が移転しているとは認められない。なお、譲渡された金融資産が譲渡人及びその債権者の請求権の対象となる状態にあるかどうかは、法的観点から判断されることになる。

(2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること

譲受人が譲渡された金融資産を実質的に利用し、元本の返済、利息又は配当等により投下した資金等のほとんどすべてを回収できる等、譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要である。したがって、譲渡制限があっても支配の移転は認められるが、譲渡制限又は実質的な譲渡制限となる買戻条件の存在により、譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受することが制約される場合には、当該金融資産の支配が移転しているとは認められない。

なお、譲受人が特別目的会社の場合には、その発行する証券の保有者が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要である。

(3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

譲渡人が譲渡した金融資産を満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していることにより、金融資産を担保とした金銭貸借と実質的に同様の取引がある。現先取引や債券レポ取引といわれる取引のように買戻すことにより当該取引を完結することがあらかじめ合意されている取引については、その約定が売買契約であっても支配が移転しているとは認められない。このような取引については、売買取引ではなく金融取引として処理することが必要である。

3. 金融負債の消滅の認識

59. 金融負債については、当該金融負債の契約上の義務を履行したとき、契約上の義務が消滅したとき又は契約上の第一次債務者の地位から免責されたときに、その消滅を認識すること

とした（第10項参照）。したがって、債務者は、債務を弁済したとき又は債務が免除されたときに、それらの金融負債の消滅を認識することとなる。

60. 第一次債務を引き受けた第三者が倒産等に陥ったときに二次的に責任を負うという条件の下で、債務者が金融負債の契約上の第一次債務者の地位から免責されることがある。この場合には、財務構成要素アプローチにより当該債務に係る金融負債の消滅を認識し、その債務に対する二次的な責任を金融負債として認識することとなると考えられる。

4. 金融資産及び金融負債の消滅の認識に係る会計処理

61. 金融資産又は金融負債がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該金融資産又は金融負債の消滅を認識するとともに、それらの帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理することとした（第11項参照）。
62. 金融資産又は金融負債の一部の消滅を認識する場合には、当該金融資産又は金融負債全体の時価に対する消滅部分の時価と残存部分の時価の比率により、当該金融資産又は金融負債の帳簿価額を消滅部分と残存部分の帳簿価額に按分することとした（第12項参照）。
63. また、金融資産又は金融負債の消滅に伴って新たに発生した金融資産又は金融負債は時価により計上することとした（第13項参照）。

Ⅲ. 金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方

64. 金融資産については、一般的には、市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能である。

このような金融資産については、次のように考えられる。

- (1) 金融資産の多様化、価格変動リスクの増大、取引の国際化等の状況の下で、投資者が自己責任に基づいて投資判断を行うために、金融資産の時価評価を導入して企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させ、投資者に対して的確な財務情報を提供することが必要である。
- (2) 金融資産に係る取引の実態を反映させる会計処理は、企業の側においても、取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底及び財務活動の成果の的確な把握のために必要である。
- (3) 我が国企業の国際的な事業活動の進展、国際市場での資金調達及び海外投資者の我が国証券市場での投資の活発化という状況の下で、財務諸表等の企業情報は、国際的視点からの同質性や比較可能性が強く求められている。また、デリバティブ取引等の金融取引の国際的レベルでの活性化を促すためにも、金融商品に係る我が国の会計基準の国際的調和化が重要な課題となっている。
65. また、金融資産の時価情報の開示は、時価情報の注記によって満足されるというものではない。したがって、客観的な時価の測定可能性が認められないものを除き、時価による自由な換金・決済等が可能な金融資産については、投資情報としても、企業の財務認識としても、

さらに、国際的調和化の観点からも、これを時価評価し適切に財務諸表に反映することが必要であると考えられる。

66. しかし、金融資産の属性及び保有目的に鑑み、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合が考えられる。このような保有目的等をまったく考慮せずに時価評価を行うことが、必ずしも、企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられることから、時価評価を基本としつつ保有目的に応じた処理方法を定めることが適当であると考えられる。
67. 一方、金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、債務額（ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額）をもって貸借対照表価額とし、時価評価の対象としないことが適当であると考えられる。

IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等

1. 債 権

68. 一般的に、金銭債権については、活発な市場がない場合が多い。このうち、受取手形や売掛金は、通常、短期的に決済されることが予定されており、帳簿価額が時価に近似しているものと考えられ、また、貸付金等の債権は、時価を容易に入手できない場合や売却することを意図していない場合が少なくないと考えられるので、金銭債権については、原則として時価評価は行わないこととした。一方、債権の取得においては、債権金額と取得価額とが異なる場合がある。この差異が金利の調整であると認められる場合には、金利相当額を適切に各期の財務諸表に反映させることが必要である。したがって、債権については、償却原価法を適用することとし、当該加減額は受取利息に含めて処理することとした。なお、債務者の財政状態及び経営成績の悪化等による債権の実質価額の減少については、別途、「V. 貸倒見積高の算定」において取り扱うこととした（第14項、第27項及び第28項参照）。

2. 有価証券

69. 有価証券については、保有目的等の観点から次のように分類し、それぞれ貸借対照表価額及び評価差額等の処理方法を定めた。

(1) 売買目的有価証券

70. 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（売買目的有価証券）については、投資者にとっての有用な情報は有価証券の期末時点での時価に求められると考えられる。したがって、時価をもって貸借対照表価額とすることとした。また、売買目的有価

証券は、売却することについて事業遂行上等の制約がなく、時価の変動にあたる評価差額が企業にとっての財務活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理することとした（第 15 項参照）。

(2) 満期保有目的の債券

71. 企業が満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券（満期保有目的の債券）については、時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、原則として、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした（第 16 項参照）。
72. なお、このような考え方を採用するにあたっては、満期時まで保有する目的であることを債券の取得時及び取得時以降に確認し得ることが必要であり、保有目的が変更された場合には、当該変更後の保有目的に係る評価基準により債券の帳簿価額を修正することが必要である。

(3) 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式

73. 子会社株式については、事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方にに基づき、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした（第 17 項参照）。なお、連結財務諸表においては、子会社純資産の実質価額が反映されることになる。

関連会社株式

74. 関連会社株式については、個別財務諸表において、従来、子会社株式以外の株式と同じく原価法又は低価法が評価基準として採用されてきた。しかし、関連会社株式は、他企業への影響力の行使を目的として保有する株式であることから、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であり、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした（第 17 項参照）。なお、連結財務諸表においては、持分法により評価される。

(4) その他有価証券

基本的な捉え方

75. 子会社株式や関連会社株式といった明確な性格を有する株式以外の有価証券であって、売買目的又は満期保有目的といった保有目的が明確に認められない有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等から市場動向によっては売却を想定している有価証券まで多様な性格を有しており、一義的にその属性を定めることは困難と考えられる。このような売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式のいずれにも分類できない有

価証券（その他有価証券）については、個々の保有目的等に応じてその性格付けをさらに細分化してそれぞれの会計処理を定める方法も考えられる。しかしながら、その多様な性格に鑑み保有目的等を識別・細分化する客観的な基準を設けることが困難であるとともに、保有目的等自体も多義的であり、かつ、変遷していく面があること等から、売買目的有価証券と子会社株式及び関連会社株式との中間的な性格を有するものとして一括して捉えることが適当である。

時価評価の必要性

76. その他有価証券については、前述の評価基準に関する基本的考え方に基づき、時価をもって貸借対照表価額とすることとした（第18項参照）。

評価差額の取扱い

（評価差額の取扱いに関する基本的考え方）

77. その他有価証券の時価は投資者にとって有用な投資情報であるが、その他有価証券については、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられる。
78. また、国際的な動向を見ても、その他有価証券に類するものの評価差額については、当期の損益として処理することなく、資産と負債の差額である「純資産の部」に直接計上する方法や包括利益を通じて「純資産の部」に計上する方法が採用されている。
79. これらの点を考慮して、本会計基準においては、原則として、その他有価証券の評価差額を当期の損益として処理することなく、これらに関する、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）及び税効果を調整の上、純資産の部に記載する考え方を採用した（第18項参照）。なお、評価差額については、毎期末の時価と取得原価との比較により算定することとした。したがって、期中に売却した場合には、取得原価と売却価額との差額が売買損益として当期の損益に含まれることになる。

（評価差額の一部の損益計算書への計上）

80. その他有価証券のうち時価評価を行ったものの評価差額は、前述の考え方に基づき、当期の損益として処理されないこととなる。他方、企業会計上、保守主義の観点から、これまで低価法に基づく銘柄別の評価差額の損益計算書への計上が認められてきた。このような考え方を考慮し、時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄の評価差額は損益計算書に計上する方法によることもできることとした（第18項(2)参照）。この方法を適用した場合における損益計算書に計上する損失の計上方法については、その他有価証券の評価差額は毎期末の時価と取得原価との比較により算定することとの整合性から、洗い替え方式によることとした。

(5) 市場価格のない株式等

81. 時価をもって貸借対照表価額とする有価証券であっても、市場価格のない株式等については取得原価に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした（第19項参照）。

81-2. 2019年改正会計基準では、時価の定義を時価算定会計基準第5項の定義に変更している。時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしている。このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されない。2019年改正会計基準による改正は、時価を用いる場合の時価の算定方法を明らかにするもので、時価評価の範囲の変更を意図するものではないが、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の定めを残した場合、2019年改正会計基準の下でも時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券が存在するとの誤解を生じさせかねないため、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の定めを削除した。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いとした。

82. (削除)

(6) 時価が著しく下落した場合

83. 従来、取引所の相場のある有価証券について、その時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることとされている。また、市場価格のない株式等については、その実質価額が著しく低下したときには相当の減額をすることとされている。このような考え方は、取得原価評価における時価の下落等に対する対応方法として妥当であると認められる。本会計基準においても、市場価格の有無に係わらせて、従来の考え方を踏襲することとした（第20項及び第21項参照）。

84. また、その他有価証券の時価評価について洗い替え方式を採っていることから、その時価が著しく下落したときには、取得原価まで回復する見込があると認められる場合を除き、当該銘柄の帳簿価額を時価により付け替えて取得原価を修正することが必要である。この場合には、当該評価差額を当期の損失として処理することとした（第20項から第22項参照）。

3. 運用を目的とする金銭の信託

85. 運用を目的とする金銭の信託（合同運用を除く。）については、企業が当該金銭の信託に係る信託財産を構成する金融資産及び金融負債を運用目的で間接的に保有しているものと考えられる。加えて、金銭の信託契約の満了時に、当該金銭の信託に係る信託財産又はそれを時価により換金した現金により支払を受ける場合、投資者及び企業双方にとって意義を有

するのは信託財産の時価であると考えられる。また、信託財産の価値を、例えば保有期間中の配当収入と元本部分の価値に分けて捉えることもあるが、両者の合計は時価そのものであり、分けて捉える必要はないと考えられる。したがって、運用を目的とする金銭の信託の貸借対照表価額には、信託財産を構成する金融資産及び金融負債のうち時価評価が適切であるものについて、その時価を反映することが必要と考えられる。

86. このため、運用を目的とする金銭の信託については、当該金銭の信託に係る信託財産を構成する金融資産及び金融負債に付されるべき評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とすることとした。この際、運用を目的とする金銭の信託に係る信託財産については委託者の事業遂行上等の観点からの売買・換金の制約がないことから、当該信託財産を構成する金融資産及び金融負債については時価評価を行い、評価差額は当期の損益に反映させることとした（第24項参照）。
87. なお、特定金銭信託又は指定金外信託等については、一般に運用を目的とするものと考えられるので、有価証券の管理目的等運用以外の目的であることが明確である場合を除き、運用を目的とする金銭の信託と推定される。

4. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務

88. デリバティブ取引は、取引により生じる正味の債権又は債務の時価の変動により保有者が利益を得又は損失を被るものであり、投資者及び企業双方にとって意義を有する価値は当該正味の債権又は債務の時価に求められると考えられる。したがって、デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務については、時価をもって貸借対照表価額とすることとした。また、デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の時価の変動は、企業にとって財務活動の成果であると考えられることから、その評価差額は、後述するヘッジに係るものを除き、当期の損益として処理することとした（第25項参照）。
89. (削 除)

5. 金銭債務

90. 旧商法では、金銭債務の貸借対照表価額は債務額とすることとしていたことから、1999年（平成11年）会計基準では、社債は社債金額をもってその貸借対照表価額とし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合には、当該差額に相当する金額を、資産（繰延資産）又は負債として計上し、償還期に至るまで每期一定の方法により償却することとしてきた。

ただし、会計上は、金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、この差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとなる。金銭債務についても、その収入額と債務額とが異なる場合、当該差額は一般に金利の調整という性格を有しているため、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることが適当と考えられる。

会社法では、債務額以外の適正な価格をもって負債の貸借対照表価額とすることができることとされたことから、2006年（平成18年）改正会計基準では、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした（第26項参照）。

V. 貸倒見積高の算定

1. 基本的考え方

91. 本会計基準では、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を、①経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（一般債権）、②経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（貸倒懸念債権）及び③経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（破産更生債権等）に区分し、その区分ごとに貸倒見積高の算定方法を示すこととした（第27項及び第28項参照）。

2. 貸倒見積高の算定方法

92. 一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定することができる。また、債務者が既に経営破綻等に陥っている場合には、個々の債権ごとに担保等により回収できない部分を貸倒見積高とすることが必要となる（第28項(1)及び(3)参照）。
93. これに対し、貸倒懸念債権については、一般債権と破産更生債権等の中間に位置し、個々の債権の実態に最も適合する算定方法を採用することが必要である。このため、貸倒懸念債権に係る貸倒見積高の算定方法としては、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を考慮する方法の他、元利金の将来のキャッシュ・フローを見積ることが可能な場合、元利金のキャッシュ・フローの予想額を当初の約定利率で割り引いた金額の総額と当該債権の帳簿価額の差額を貸倒見積高とする方法を示し、債務者の状況や債務返済計画等が変わらない限り、いずれかの方法を継続して適用することとした（第28項(2)参照）。
94. なお、例えば、劣後債券、劣後受益権及び資産担保型証券のように債権の内容が特殊なものである場合には、当該債権の内容に応じて適切な貸倒見積高を算定する必要がある。
95. また、貸倒引当金の対象となる債権には未収利息が含まれるが、契約上の利息支払日を相当期間経過しても利息の支払が行われていない状態にある場合や、それ以外でも債務者が実質的に経営破綻の状態にあると認められる場合には、未収利息を収益として認識することは適当でないと考えられることから、このような状態に至った場合には、すでに計上している未収利息を取り消すとともに、それ以後の期間に係る未収利息は計上してはならないこととした。

VI. ヘッジ会計

1. 基本的考え方

96. ヘッジ取引とは、ヘッジ対象の資産又は負債に係る相場変動を相殺するか、ヘッジ対象の資産又は負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を回避することにより、ヘッジ対象である資産又は負債の価格変動、金利変動及び為替変動といった相場変動等による損失の可能性を減殺することを目的として、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引をいう。
97. ヘッジ手段であるデリバティブ取引については、原則的な処理方法によれば時価評価され損益が認識されることとなるが、ヘッジ対象の資産に係る相場変動等が損益に反映されない場合には、両者の損益が期間的に合理的に対応しなくなり、ヘッジ対象の相場変動等による損失の可能性がヘッジ手段によってカバーされているという経済的実態が財務諸表に反映されないこととなる。このため、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を財務諸表に反映させるヘッジ会計が必要と考えられる。
98. 本会計基準においては、ヘッジ会計を導入することとし、先物取引に係るヘッジ会計の考え方を示した企業会計審議会の「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」を踏まえ、デリバティブ取引をヘッジ手段として利用しているヘッジ取引全般に対応し得るよう、ヘッジ会計に係る処理を包括的に定めることとした。なお、デリバティブ取引以外にヘッジ手段として有効であると認められる現物資産があり得る場合には、本会計基準の考え方に沿って、ヘッジ会計を適用する余地があると考えられる。
99. また、多数の金融資産又は金融負債を保有して金融機関等においては、それぞれの相場変動等によるリスクの減殺効果をヘッジ対象とヘッジ手段に区別して捉えることが困難あるいは適当でない場合がある。このような場合に、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映する高度なヘッジ手法を用いていると認められるときには、本会計基準の趣旨を踏まえ、当該ヘッジ手法の効果を財務諸表に反映させる処理を行うことができる。

2. ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象及びヘッジ手段

100. ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象には、相場変動等による損失の可能性のある資産又は負債のうち、相場等の変動が評価に反映されていないもの及び相場等の変動が評価に反映されていてもその評価差額が損益として処理されないものの他、相場等の変動を損益として処理することができるものであっても、当該資産又は負債に係るキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるものはヘッジ対象となる（第30項参照）。
101. また、ヘッジ対象には、この他、予定取引（未履行の確定契約を含む。）により発生が見込まれる資産又は負債も含まれる（第30項参照）。ただし、予定取引については、主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、その実行される可能性が極めて高い取引に限定することとした。
102. なお、他に適当なヘッジ手段がなく、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段として用いるいわゆるクロスヘッジもヘッジ会計の対象となる。

3. ヘッジ会計の要件

103. ヘッジ取引についてヘッジ会計が適用されるためには、基本的には、ヘッジ対象が相場変動等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段のそれぞれに生じる損益が互いに相殺される関係にあること若しくはヘッジ手段によりヘッジ対象の資産又は負債のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される関係にあることが前提になる。
104. さらに、ヘッジ会計を適用できるか否かの具体的な判定にあたっては、企業の利益操作の防止等の観点から、「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」における事前テストと事後テストというヘッジ会計の適用基準の考え方を踏まえ、ヘッジ取引時にはヘッジ取引が企業のリスク管理方針に基づくものであり、それ以降は上記の前提の効果について定期的に確認しなければならないという具体的な要件を定めている(第31項参照)。

4. ヘッジ会計の方法

(1) 原則的処理方法

105. 1999年(平成11年)会計基準では、ヘッジ会計は、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によることを原則としていたが、当該ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純資産会計基準により、法人税等及び税効果を調整の上、純資産の部に記載することとなる(第32項参照)。

(2) ヘッジ対象に係る損益を認識する方法

106. ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることができる場合には、当該資産又は負債に係る損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する考え方がある。諸外国の会計基準では、このような考え方に基づく処理も採用されていることを考慮し、これを認めることとした(第32項参照)。

(3) 金利スワップの取扱い

107. 金利スワップを利用したヘッジ取引には、例えば固定利付債務の支払利息を変動利息に、あるいは、変動利付債務の支払利息を固定利息に実質的に変換するなど、原価評価されている資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されているものがある。当該資産又は負債と金利スワップがヘッジ会計の要件を充たしているものについては、本来、金利スワップの評価差額を貸借対照表に計上する処理を行うが、金利スワップの想定元本、利息の受払条件(利率、利息の受払日等)及び契約期間が金利変換の対象となる資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、両者を一体として、実質的に変換された条件による債権又は債務と考え、金利スワップの評価差額を繰り延べる処理に代えて、当該金利スワップに係る金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に

加減して処理することも認めることとした。

5. ヘッジ会計の終了等

108. ヘッジ対象が消滅したときには、その時点でヘッジ会計が終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を当期の損益として処理することとした。また、ヘッジ対象である予定取引が行われないことが明らかになったときにおいても同様に処理することとした（第34項参照）。
109. これに対し、ヘッジ会計の要件が満たされなくなったときには、ヘッジ会計の要件が満たされていた間のヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで引き続き繰り延べる。ただし、繰り延べられたヘッジ手段に係る損益又は評価差額に関し、見合いのヘッジ対象に係る含み益の減少によりヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積り、当期の損失として処理することとした（第33項参照）。
110. なお、ヘッジ会計の要件が満たされなくなったとき以後のヘッジ手段に係る損益又は評価差額を繰り延べることはできないこととなる。

Ⅶ. 複合金融商品

111. 複合金融商品については、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品とその他の複合金融商品に区別して、それぞれ処理方法を定めることとした。

1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品

112. 新株予約権付社債のように契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分の価値をそれぞれ認識することができるならば、それぞれの部分を区分して処理することが合理的である。個々の複合金融商品の様態及び取引実態において、転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債は払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分が同時に各々存在し得ることから、その取引の実態を適切に表示するため、それぞれの部分を区分して処理することが必要である。しかし、募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること（会社法第236条第1項第2号及び第3号）をあらかじめ明確にしている転換社債型新株予約権付社債については、以前の転換社債と経済的実質が同一であり、それぞれの部分を区分して処理する必要性は乏しいと考えられる。
113. こうした考え方に基づき、以前の転換社債と経済的実質が同一である転換社債型新株予約権付社債については社債部分と新株予約権部分を区分せず一体とした処理又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の処理に準じた処理をすることとし（ただし、取

得者側については前者のみ認められる。) 、 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債については社債部分と新株予約権部分を区分して処理することとした (第 36 項から第 39 項参照) 。

114. 新株予約権付社債の発行者が、新株予約権付社債を社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分して処理する場合の新株予約権の対価部分の取扱いについて、新株予約権が行使され、新株を発行したときには、当該対価は株式発行の対価としての性格が認められることになることから資本金又は資本金及び資本準備金に振り替えられることとなる。また、権利行使の有無が確定するまでの間は、その性格が確定しないことから、これまでは仮勘定として負債の部に計上することとしてきたが、純資産会計基準により、純資産の部に計上することとなる (第 38 項参照) 。
115. なお、2001 年 (平成 13 年) 11 月に公布された「商法等の一部を改正する法律」 (平成 13 年法律第 128 号) 施行前に発行した新株引受権付社債の会計処理については、権利が行使されたときに新株引受権の対価部分が資本準備金に振り替えられる点を除き、新株予約権付社債の取扱いに準ずる。

2. その他の複合金融商品

116. 上記以外の複合金融商品には、金利オプション付借入金のように現物の資産及び負債とデリバティブ取引が組み合わされたもの及びゼロ・コスト・オプションのように複数のデリバティブ取引が組み合わされたものがある。
117. このような複合金融商品を構成する複数種類の金融資産又は金融負債は、それぞれ独立して存在し得るが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生する。このため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、原則として、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分せず一体として処理することとした (第 40 項参照) 。ただし、通貨オプションが組み合わされた円建借入金のように、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分して処理することが必要である。
118. なお、金融機関のように、経営上、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を継続して区分して管理しており、投資情報としても区分して処理することが経営の実態を表す上で有用な場合には、区分して処理することも認められるものとする。

VIII. 注記事項

119. 金融商品については、1990 年 (平成 2 年) 5 月に企業会計審議会第一部会から公表されている「先物・オプション等の会計基準に関する意見書等について」等に基づき、これまで有価証券やデリバティブ取引の時価等の開示が行われてきている。しかし、その後の証券化の

拡大や金融商品の多様化等、金融取引を巡る環境が変化する中で、それ以外の金融商品についても時価情報に対するニーズが拡大しており、また、国際的な会計基準でも、時価に関する情報開示は拡大している。

120. 本会計基準では、金融資産について、時価評価を基本としつつもその属性及び保有目的に鑑み、そのすべてについて時価評価を行っているわけではなく、また、時価をもって貸借対照表価額としても評価差額を当期の損益としない会計処理も定めている（第 65 項及び第 66 項参照）。金融負債については、原則として時価評価の対象としないことが適当であるとしている（第 67 項参照）。これらの取扱いは、企業の経営成績を適切に財務諸表に反映させるという観点から行われていると考えられる。これらをさらに見直すことについては、企業活動の成果と金融商品の保有目的との関係の整理（これには、金融負債の評価における企業自身の信用リスクの取扱いなどが含まれる。）や金融商品以外の資産及び負債（非金融商品）における取扱いとの関係など、なお検討を要する問題が残されている。

一方、損益計算とは離れて、市場価格がない場合でも、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（第 81-2 項参照）を除き、金融商品の時価を開示することは、投資者に対して有用な財務情報を提供することになるという意見も多い。また、金融商品の状況やリスク管理体制は企業によって異なるものの、企業が現に有する金融商品に係るリスクの測定状況等の情報があれば、当該情報の開示を促すことに加え、会計基準等によって企業の側において金融商品のリスク管理等を一層徹底するインセンティブを高めるためにも金融商品の時価等を開示することに意義があるという意見もある。さらに、国際的な会計基準では、金融商品に係る時価やリスクに関して広く開示が求められている。したがって、このような点に鑑み、2008 年（平成 20 年）改正会計基準では、金融商品の状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図ることとした。

- 120-2. 国際的な会計基準は、公正価値に関する測定のガイダンス及び開示を定めている一方で、それらで要求されている公正価値に関する開示の多くは日本基準で定められていないことなどから、特に金融商品を多数保有する金融機関において国際的な比較可能性が損なわれているのではないかと意見が聞かれていた。2019 年改正会計基準では、国際的な会計基準との整合性を図る取組みとして、国際的な会計基準における公正価値に関する開示と整合的な開示を金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として追加することとした。

IX. 2008 年（平成 20 年）改正会計基準の公表による他の会計基準等につ

いての修正

121. 2008 年（平成 20 年）改正会計基準の公表に伴い、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。

(1) (削 除)

(2) (削 除)

(3) 企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」第 42 項

ワラントや新株予約権の会計処理等に関する既存の会計基準は、これらが失効した場合に、対応する部分を利益に計上することを求めている(「金融商品に係る会計基準」~~第六一1(1)~~) (企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 38 項)。(以下 略)

(4) (削 除)

(5) (削 除)

(6) (削 除)

(7) 企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」

① 第 1 項

本適用指針は、~~平成 11 年 1 月 22 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」~~企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)における「~~第六~~Ⅶ.複合金融商品」のうち、「~~二~~2.その他の複合金融商品の会計処理」を適用する際の指針を定める。

② 第 14 項

金融商品会計基準では、複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品とその他の複合金融商品に区分して、それぞれ処理方法を定めている。このうち、後者、すなわち、契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品は、原則として、それを構成する個々の金融資産又は金融負債とに区分せず一体として処理するとしている(金融商品会計基準~~第六~~第 40 項)。

これは、このような複合金融商品を構成する複数種類の金融資産又は金融負債は、それぞれ独立して存在し得るが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生することによる。このため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、一体として処理するとしている(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「金融商品会計意見書」という。) ~~Ⅲ七2)~~ (金融商品会計基準第 117 項)。

③ 第 15 項

ただし、~~金融商品会計意見書~~金融商品会計基準では、通貨オプションが組み合わされた円建て借入金のように、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分して処理することが必要であるとしている。

④ 第 16 項

~~金融商品会計意見書~~金融商品会計基準の考え方を受けて、これまでの金融商品会計実務指針では、決済期日に金融資産の当初元本が減少又は金融負債の当初元本が増加する場合(当該金融負債の金利が契約当初の市場金利の 2 倍以上になる場合を含む。)に、当該金融資産又は金融負債にリスクが及ぶものと解し、それは、組込デリバティブのリスクが、契約内容に照らして当初元本に及ぶ可能性の有無を判断することを意味し、可能性の程度を評価するものではないこととしていた。

⑤ 第 23 項

前述したように、~~金融商品会計意見書及び~~金融商品会計基準では、その他の複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生するため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、原則として、当該複合金融商品を一体として処理することとしているが、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合には、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分処理するものとしている。これは、相場変動等による組込デリバティブの損失の可能性を当期の損益に適切に反映するためと考えられる。

(8) 実務対応報告第 1 号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」

① 目的

平成 13 年 11 月 28 日に公布された「商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号）」（以下「平成 13 年改正旧商法という。」）により、新株予約権及び新株予約権付社債の概念が導入された。新株引受権付社債及び転換社債に関する会計処理については、平成 11 年 1 月 22 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」~~（以下「金融商品会計意見書」という。）~~及び「金融商品に係る会計基準」（以下合わせて「改正前金融商品会計基準」という。また、これを改正した企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」を以下「金融商品会計基準」という。）並びに平成 12 年 1 月 31 日に日本公認会計士協会から公表された「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）において明らかにされているが、（以下 略）

② Q1のA3.(1)

改正前金融商品会計基準等は、新株引受権を単独で発行した場合の会計処理については明示していないが、上記2の整理と新株引受権付社債の会計処理(金融商品会計基準第六一)を勘案すれば、新株予約権を以下のように会計処理することが適当であると考えられる。(以下 略)

③ Q1のA3.(2)

改正前金融商品会計基準等は、新株引受権を単独で取得した場合の会計処理については明示していないが、(以下 略)

④ Q1のA3.(3)

新株予約権が権利行使期限到来前に消却された場合には、その効力が生じたときに消滅を認識する(金融商品会計基準第二二第10項)。

⑤ Q2のA3.(1)

改正前金融商品会計基準第六一1では、新株引受権付社債の会計処理について、分離型あるいは非分離型を区別することなく、発行者側及び取得者側ともに社債の対価部分と新株引受権の対価部分に区分して処理する方法(区分法)を適用するものとしている。

⑥ Q2のA3.(1)なお書き

なお、代用払込が認められる新株予約権付社債の発行価額又は取得価額を社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する場合には、金融商品会計基準注解(注15)のいずれかの方法による準じて処理することができる。(以下 略)

⑦ Q2のA3.(2)①

改正前金融商品会計基準第六一2では、転換社債の発行者側の会計処理については、転換社債の発行価額を社債の対価部分と転換権の対価部分に区分せず普通社債の発行に準じて処理する(一括法)又は新株引受権付社債に準じて処理する(区分法)としている。

また、取得者側の会計処理については、転換社債の取得価額を社債の対価部分と転換権の対価部分に区分せず普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替えるものとしている。

転換社債の会計処理として一括法を認める理由は、転換社債については転換権が行使されると社債は消滅し、社債の償還権と転換権が同時にそれぞれ存在し得ないことから、それぞれの部分を区分して処理する必要性は乏しいと考えられること(金融商品会計基準意見書III七1)に求められる。この考え方は、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債で社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことがあらかじめ社債要項等で明確にされているもの、すなわち、以前の転換社債と経済的実質が同一と考えられるものについても適用されることが考えられるので、以下のように会計処理することが適当である。(以下 略)

⑧ Q3のA

社債と新株予約権は別々に証券が発行されるので発行後には個別に流通することになるが、社債と新株予約権を同時に募集し、かつ、両者を同時に割り当てる場合には発行時において両者は実質的に一体のものとみられるため、その経済的実質は以前の分離型新株引受権付社債と同一であるものと考えられる。~~改正前金融商品会計基準第六~~~~一~~では、新株引受権付社債について区分法を適用するものとしているので、その会計処理はそれぞれの発行価額を合計した上で区分法（Q2のA3（1）参照）により行うことが適当であると考えられる。（以下 略）

⑨ Q4のA

本実務対応報告は、会社法施行日前に発行の決議があった、旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債について適用する。

なお、平成13年改正旧商法の附則第7条は、平成13年改正旧商法施行前の決議に基づき平成14年4月1日以降に発行される転換社債及び新株引受権付社債に関しては、平成13年改正旧商法施行後もなお従前の例によるとしているので、その会計処理は、~~改正前金融商品会計基準第六~~並びに金融商品会計実務指針第186項及び第187項を適用して行う。

(9) 実務対応報告第6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」

① 前文

金融商品に関する会計処理は、平成11年1月22日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」（平成18年8月に企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）として改正されている。）及び平成12年1月31日~~（最終改正平成14年9月17日）~~に日本公認会計士協会から公表された「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）¹に基づいて行われている。（以下 略）

¹この他、平成12年9月14日~~（最終改正平成14年9月17日）~~に日本公認会計士協会 会計制度委員会から公表された「金融商品会計に関するQ&A」（以下「金融商品会計Q&A」という。）がある。

② 2(1)

債権者がその債権を債務者に現物出資した場合、債権と債務が同一の債務者に帰属し当該債権は混同により消滅する（民法第520条~~参照~~）ため、支配が他に移転したかどうかを検討するまでもなく金融資産の消滅の認識要件を満たすものと考えられる（金融商品会計基準~~第二二一~~~~一~~参照第8項及び第9項）。したがって、債権者は当該債権の消滅を認識するとともに、消滅した債権の帳簿価額とその対価としての受取額との差額

を、当期の損益として処理することとなる(金融商品会計基準~~第二二~~三参照第11項)。
(以下 略)

③ 2(2)

デット・エクイティ・スワップにより、債権者が取得する株式は、通常、債権とは異種の資産と考えられることから、新たな資産と考えられる(金融商品実務指針第36項~~参照~~)。この場合には、債権者が取得する株式の取得時の時価が対価としての受取額(譲渡金額)となり、消滅した債権の帳簿価額と取得した株式の時価の差額を当期の損益として処理し、当該株式は時価で計上されることとなる(金融商品会計基準~~第二二~~三第11項から第13項、金融商品実務指針第29項及び第37項~~参照~~)。(以下 略)

④ 2(3)

取得時の時価は、取得した株式に市場価格がある場合には、「市場価格に基づく価額」であり、取得した株式に市場価格がない場合には、「合理的に算定された価額」である(金融商品会計基準~~第一二~~第6項、金融商品実務指針第47項~~参照~~)。(以下 略)

(10) 実務対応報告第8号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」

1. 貸借対照表

発行した電子CPについては、原則として社債金額償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とし(~~「金融商品に係る会計基準」第三五参照~~)(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)第26項)、流動負債において「短期社債」又は従来の手形CPと同様に「コマーシャル・ペーパー」等の当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記する。なお、その金額に重要性がない場合には、流動負債において「その他」に含めて表示することができる。

2. 損益計算書

「短期社債利息」又は従来の手形CPと同様に「コマーシャル・ペーパー利息」等の当該費用を示す名称を付した科目をもって区分掲記し、その金額に重要性がない場合には、「その他」に含めて表示する。なお、~~いずれの場合でも、社債金債務額よりも低い~~価額で発行したことによる差額を~~は、「社債発行差金」又は従来の手形CPと同様に「前払費用」として計上した場合には、発行日から償還期限までを計算期間として当該発行差額を定額法により按分する(「金融商品に係る会計基準」第三五金融商品会計基準第26項、及び「金融商品会計に関する実務指針」第126項参照)~~。

(11) 実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」

① 目的 第2段落

株式の貸借対照表価額は、平成11年1月22日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(~~以下「金融商品会計意見書」という。~~)及び「金融商品に係る会計基準」(平成18年8月に企業会計基準第10号「金融商品に

関する会計基準（以下「金融商品会計基準」という。）として改正されている。）並びに平成12年1月31日（~~最終改正平成14年9月17日~~）に日本公認会計士協会から公表された「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）²において定められている。これらにおける株式の貸借対照表価額の定めは、普通株式を念頭においたものと考えられる。

²この他、平成12年9月14日（~~最終改正平成14年9月17日~~）に日本公認会計士協会 会計制度委員会から公表された「金融商品会計に関するQ&A」（以下「金融商品会計Q&A」という。）がある。

② Q1のA

形式的には株式であっても、発行会社が一定の時期に一定額で償還すると定めている種類株式や、発行会社や保有者が一定額で償還する権利を有し取得時点において一定の時期に償還されることが確実に見込まれる種類株式は、経済的には清算時の弁済順位を除き、債券と同様の性格を持つと考えられるため、その貸借対照表価額は債券の貸借対照表価額（~~金融商品会計基準 第三二 参照第15項、第16項、第18項から第20項、第22項及び第23項~~）と同様に扱うことが適当である。

③ Q2のA(1)

市場価格のある種類株式は、当該市場価格に基づく価額（ただし、子会社及び関連会社が発行した種類株式は、取得原価）をもって貸借対照表価額とされる（~~金融商品会計基準 第三二 1、3 及び 4 参照第15項、第17項及び第18項、並びに金融商品実務指針第63項~~）。また、売買目的有価証券以外の市場価格のある種類株式について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）される（~~金融商品会計基準 第三二 6 第20項及び金融商品実務指針第91項参照~~）。

市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれる（~~金融商品会計基準 注解（注2）参照~~）ため、取引所及び店頭において取引が行われていなくても、流通性を確保する上で十分に整備されている取引システム（例えば、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場）で成立する取引価格が存在する（~~金融商品実務指針第51項参照~~）場合には、当該種類株式は市場価格のある株式として取り扱われる。（以下 略）

④ Q2のA(2)

市場価格のない種類株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とされ、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）される（~~金融商品会計基準 第三二 6 第21項及び金融商品実務指針第92項参照~~）。

これは、その他有価証券に分類される市場で売買されない株式は、たとえ何らかの

方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしないものとし、当該株式は時価のない有価証券として取り扱われている（~~金融商品会計基準 第三二五(2)及び~~金融商品実務指針第 63 項ただし書き参照）ことによる。株式がこのように取り扱われている理由としては、一般に将来キャッシュ・フローが約定されている債券と異なり、市場価格のない株式については、現状、市場価格に準じた客観的な時価（合理的に算定された価額）を得ることは極めて難しいと考えられていること、また、理論的と考えられる価額を算定することができたとしても、市場で売買されていない場合には、当該価額による自由な換金・決済等が可能であるとは言い難いことが挙げられる（この点については、~~金融商品会計意見書 Ⅲ-三~~参照金融商品会計基準第 66 項を参照のこと。）。

(12) (削 除)

(13) (削 除)

X. 2019 年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正

122. 2019 年改正会計基準の公表に伴い、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。

(1) 企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」第 22 項

年金資産の額は、期末における時価（公正な評価額をいう。ただし、金融商品については、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 6 項）とする。）により計算する。

(2) 企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」第 28 項

退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務は、終了前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として算定する（第 10 項参照）。なお、年金資産は退職給付制度の終了前において時価（~~公正な評価額~~）により計算し、終了前の予測額との差は数理計算上の差異として取り扱われる。

(3) (削 除)

(4) 企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」第

21 項

自己株式方式において、ワラントの行使により払い込まれると仮定された場合の入金額を用いて、普通株式を買い受けたと仮定した普通株式数を算定する場合の平均株価（会計基準第 26 項(2)）は、各営業日の株価の平均の他、合理的な基礎に基づいて算定された平均株価、例えば、当期にワラントが存在する期間の各週又は各月の末日の株価の平均を用いることができる。これらの場合の株価は、市場において公表されている取引価格の終値を優先適用する（~~日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 60 項~~）。

(5) (削 除)

(6) 企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」

① 第 37 項 第 2 段落

なお、取得時の時価の算定については、新株予約権が株式に対するコール・オプションとしての性格を有するため、デリバティブ取引に対する評価方法（~~金融商品会計実務指針第 101 項から第 104 項~~）に準じて行うことが適当と考えられる。

② [設例 2] 1. (5)

発行者は、X3 年 5 月 1 日に、取得条項に基づき、(1)の転換社債型新株予約権付社債を取得し、その対価として新株（~~市場価格に基づく価額~~時価は 110,000 千円とする。）を発行した。また、取得した転換社債型新株予約権付社債は、取得と同時に消却が行われた。

③ [設例 3-1] 1. (4)

発行者は、X3 年 5 月 1 日に、取得条項に基づき、(1)の転換社債型新株予約権付社債を取得し、その対価として現金（100,000 千円）と新株（~~市場価格に基づく価額~~時価は 10,000 千円とする。）を交付した。

④ [設例 3-2] 1. (5)

発行者は、X3 年 5 月 1 日に、取得条項に基づき、(1)の転換社債型新株予約権付社債を取得し、その対価として現金（100,000 千円）と新株（~~市場価格に基づく価額~~時価は 10,000 千円とする。）を交付した。また、取得した転換社債型新株予約権付社債は、取得と同時に消却が行われた。

(7) 企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第 20 項

年金資産の額は、期末における時価により計算する（会計基準第 22 項）。時価とは、公正な評価額をいい、資産取引に関して十分な知識と情報を有する売り手と買い手が自発的に相対取引するときの価格によって資産を評価した額をいう。ただし、金融商品に

については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第6項の時価の定義に従う。なお、厚生年金基金制度等における数理的評価額は、会計基準における時価には該当しない。

(8) **企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第42項**

外貨建その他有価証券の為替換算差額は、原則として、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第18項の評価差額に関する処理方法に従うものとされている（企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」一2(2)）。しかしながら、時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない外貨建その他有価証券の為替換算差額のうち一時差異となるものについては、時価市場価格のあるその他有価証券に係る金融商品会計基準の時価評価とはその性格が異なるため、第38項から第41項に掲げた定めを適用しない。

(9) **実務対応報告第1号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」Q1のA3.(2) 第2段落**

これは、新株予約権証券が新株引受権証書と同様に、有価証券に該当する（証券取引法第2条第1項第6号）ため、金融商品会計基準及び金融商品会計実務指針の有価証券に係る規定により認識・測定されるという考え方に基づいている。したがって、新株予約権は、取得時に時価で測定し（金融商品会計実務指針第29項）、保有目的の区分に応じて売買目的有価証券又はその他有価証券として会計処理する。また、新株予約権の権利が行使されたときは、保有目的区分に応じて、売買目的有価証券の場合には行使時の時価で、その他有価証券の場合には帳簿価額（金融商品会計実務指針第57項(4)）で株式に振り替え、権利行使されずに権利行使期限が到来したときは、帳簿価額（金融商品会計実務指針第91項に基づき減損処理している場合には、減損処理後の帳簿価額）を損失として処理する。なお、時価の算定については、新株予約権が株式に対するコール・オプションとしての性格を有するため、デリバティブ取引に対する評価方法（~~金融商品会計実務指針第101項から104項~~）に準じて行うことが適当と考えられる。

(10) **実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」**

① **目的 第4段落**

本実務対応報告では、様々な内容を有する種類株式のうち、現状において実務上の取扱いを明確にする必要性が高いと考えられる種類株式の貸借対照表価額について、金融商品会計基準及び金融商品実務指針の考え方を踏まえた取扱いを公表するものである。すなわち、まず、形式的には株式であっても債券と同様の性格を持つと考えられるものは、債券の評価と同様に取り扱うことが適当であり（Q1参照）、それ以外の場合で、市場価格のある種類株式は市場価格に基づく価額時価で、市場価格のない種類株式

は取得原価をもって貸借対照表価額とすることとなる（Q2参照）。

② Q1のA

形式的には株式であっても、発行会社が一定の時期に一定額で償還すると定めている種類株式や、発行会社や保有者が一定額で償還する権利を有し取得時点において一定の時期に償還されることが確実に見込まれる種類株式は、経済的には清算時の弁済順位を除き、債券と同様の性格を持つと考えられるため、その貸借対照表価額は債券の貸借対照表価額（金融商品会計基準第15項、第16項、第18項~~から~~、第20項、第22項及び第23項）と同様に扱うことが適当である。

③ Q2のA

Q1のAで記述されているような債券と同様の性格を持つもの以外の種類株式の貸借対照表価額については、以下の取扱いとなる。

(1) 市場価格のある種類株式

市場価格のある種類株式は、~~当該市場価格に基づく価額時価~~（ただし、子会社及び関連会社が発行した種類株式は、取得原価）をもって貸借対照表価額とされる（金融商品会計基準第15項、第17項及び第18項、~~並びに金融商品実務指針第63項~~）。また、売買目的有価証券以外の市場価格のある種類株式について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）される（金融商品会計基準第20項及び金融商品実務指針第91項）。

~~市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれる（金融商品会計基準（注2））ため、取引所及び店頭において取引が行われていなくても、流通性を確保する上で十分に整備されている取引システム（例えば、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場）で成立する取引価格が存在する（金融商品実務指針第51項）場合には、当該種類株式は市場価格のある株式として取り扱われる。~~

なお、種類株式自体は市場で取引されていなくとも転換を請求できる権利を行使して、容易に市場価格のある普通株式に転換し取引できるような場合（例えば、現時点で保有者によって市場価格のある普通株式に転換請求が可能であって、ディープ・イン・ザ・マネーの状態にある場合）も、市場価格のある株式として取り扱われると考えられる。

(2) 市場価格のない種類株式

市場価格のない種類株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とされ、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）される（金融商品会計基準第21項及び金融商品実務指針第92項）。

これは、~~その他有価証券に分類される市場で売買され~~市場価格のない株式は、たと

~~え何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしないし、当該株式は時価のない有価証券として取り扱われている（金融商品実務指針第 63 項ただし書き）ことによる（金融商品会計基準第 19 項）。株式がこのように取り扱われている理由としては、一般に将来キャッシュ・フローが約定されている債券と異なり、市場価格のない株式については、現状、市場価格に準じた合理的に算定された価額を得ることは極めて難しいと考えられていること、また、理論的と考えられる価額を算定することができたとしても、市場で売買されていない場合には、当該価額による自由な換金・決済等が可能であるとは言い難いことが挙げられる（この点については、金融商品会計基準第 66 項を参照のこと。）。~~

(11) 実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」Q2 の A 第 1 段落

合同運用の金銭の信託を含む委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託のうち、受益権が有価証券として取り扱われている投資信託については、有価証券としての会計処理を行い（この点については、金融商品会計実務指針第 58 項及び第 62 項を参照のこと。）、また、これまで有価証券として取り扱われていなかった合同運用指定金銭信託で設定されている商品ファンドについても、有価証券に準じて会計処理を行うこととされてきた。このため、委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託の会計処理は、次のように取り扱われている。

(12) 実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」第 12 項 第 1 段落

また、退職給付会計基準第 22 項では「年金資産の額は、期末における時価（公正な評価額をいう。ただし、金融商品については、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 6 項）とする。）により計算する。」とされており、時価（公正な評価額）は市場の評価を反映することから、将来の価値が現在の価値よりも低くなると市場が評価し、年金資産の評価にマイナス金利の影響が反映されるときは、退職給付債務の評価にもマイナス金利の影響を反映させて、年金資産の評価と退職給付債務の評価を整合させるべきであるとの意見が聞かれる。

(13) 実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」

① 第 22-2 項（新設）

企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）等の公表に併せて、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の時価の算定に関

する定めが削除されているが、仮想通貨は時価算定会計基準の範囲外であるため、内容の変更はない。

② 第30項 第2段落

我が国の会計基準においては、金融資産について「現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券である。」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「~~金融商品会計に関する実務指針~~」(以下「~~金融商品実務指針~~」という。)第4項)と定めている。また、国際的な会計基準においても、金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約と考えられている。これらの考え方を踏まえれば、仮想通貨は現金以外の金融資産にも該当しないと考えられる。

以 上